

定例会議資料	運転免許取消処分取消等請求控訴事件の判決について	令和5年10月11日 監察課
<p>1 事件名 高松高等裁判所 令和5年(行コ)第3号 運転免許取消処分取消等請求控訴事件</p> <p>2 控訴日 令和4年12月27日(特別送達受領日 令和5年2月10日)</p> <p>3 当事者 (1) 控訴人 A (2) 被控訴人 ア 高知県 (代表者兼処分行政庁 高知県公安委員会 代表者委員長 小田切 泰禎) イ 高知県 (代表者知事 濱田 省司)</p> <p>4 事件の概要 控訴人は、令和2年3月30日に高知県公安委員会による運転免許取消処分(欠格期間1年)を受けたものであるが、 処分の前提となる交通死亡事故につき、本件処分は安全運転義務違反を根拠として発令されているものの、その事実はなく、違法な処分である等として、本件処分の取消しを求める行政訴訟を提起するとともに、併せて、 高知県公安委員会委員は安全運転義務違反があると認めるに足りる証拠がないのに本件処分を行った点に過失があり違法である等として、公安委員会の違法な行為による精神的苦痛を慰謝するための100万円及び損害遅延金の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提起したもので、原審で請求棄却(一部却下)となり、原判決を全部不服として控訴したものの。</p> <p>5 判決 (1) 判決日 令和5年9月8日 (2) 主文 ア 本件控訴を棄却する。 イ 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>		

定例会議資料	夏期における水難防止対策の取組結果について	令和5年10月11日 地域課
--------	-----------------------	-------------------

1 水難防止対策期間（6月1日～8月31日）の発生状況

発生状況 \ 年	R元	R2	R3	R4	R5
発生件数	6	11	15	16	12
水難者数	6	12	18	25	12
死者(行方不明者)数	6(0)	5(0)	9(1)	9(0)	7(0)
中学生以下	2	0	1	0	0

2 水難防止対策期間（6月1日～8月31日）における水難の特徴

場所別	海	河川	その他	年代別	中学生以下	65歳以上	その他
件数	2	10	0	件数	1	3	8
水難者数	2	10	0	水難者数	1	3	8
死者数	2	5(2)	0	死者数	0	2	5

行為別	水泳・水遊び	釣り・魚採り	ボート遊び	通行中	作業中	その他
件数	5	4	1	1	1	0
水難者数	5	4	1	1	1	0
死者数	1	3(2)	1	1	1	0

死者数欄の括弧内は、内数で65歳以上の数値である

3 期間中の取組事例

(1) 関係機関との連携強化

消防、海上保安庁、国交省河川事務所、地元漁協等

(2) 本部の取組

各種広報媒体を活用した広報の実施

署に対する広報用資料の作成・提供

水難危険箇所を把握した場合の関係機関への情報提供

(3) 署の取組

ア 広報関係

地元ケーブルテレビを活用した水難防止の広報

地元自治体広報誌等への水難防止記事の掲載

小・中学生への広報チラシ等の配布

アウトドア用品店・釣具店等への広報チラシ等の配布やライフジャケット着用に関する啓発活動の依頼

イ 現場活動

警察航空機や警察用船舶との連携による警ら活動の強化

関係機関や民間事業者と連携した危険箇所パトロールの実施

ウ 救助訓練

ライフボール投てき、FRPボート組立等の装備資機材の取扱習熟訓練

ゴムボート、ドローン(消防)等を活用した水難者救助活動訓練